

部活動運営方針

笠間市立友部第二中学校

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的，自発的な参加により行われる」ものであり，学校教育活動の一環として，共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い，その能力・適性，興味・関心に応じた活動を通じて，技能や知識の習得を目指し，継続して努力し，充実感や達成感を味わう等，生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は，生徒が学級や学年の枠を越えて，共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で，顧問との関係や同学年の仲間や先輩，後輩との関係を学ぶ等，自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ，望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は，生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに，生徒の健やかな体と豊かな心を育て，家庭や地域とのつながりを深めるとともに，学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校の教育活動の一環として，教育課程との連携が図られるように留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 策定の趣旨

笠間市立中学校・義務教育学校においては，上記の「部活動の意義」を踏まえ，運動部のみならず，文化部を含む全部活動を学校教育活動の一環として捉え，教育課程との関連を図りながら取り組むことによって大きな成果を上げてきた。

平成30年5月県は，「茨城県運動部活動の運営方針」を策定し，その「はじめに」に

において、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状を鑑み、教育委員会及び校長に対しても、「運動部活動の在り方に関する活動方針」を策定することが求められている。

笠間市においても、これを受け、「茨城県運動部活動の運営方針」に則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「笠間市立中学校・義務教育学校部活動運営方針」を定めることとする。また令和元年7月に県から、文化部も含めた「茨城県部活動の運営方針」が改めて示された。そこで、本市でも、昨年度定めた運営方針を見直し、改訂をはかることにした。

3 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

①学校教育活動の一環としての部活動

部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。

②活動方針等の明確化

校長は、本運営方針に則り、各学校における「部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。学校の部活動に係る活動方針及び活動計画を、学校のホームページ等で公表する。

※ ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

③活動方針の遵守

各学校で策定した「部活動に係る活動方針」を、職員で共通理解をし、校長のリーダーシップのもと、全部活動で遵守する。

④休養日・活動時間

運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツの活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

また、文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

ア 休養日

学校は、生徒や教職員の生活に負担となり過ぎないように、休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

(ア) 週あたり3日以上の休養日を設ける。(少なくとも平日は2日、土曜日及び日曜日は1日以上を休養日とする。)

休業日に大会に参加した場合や3時間を超えた場合は、別な日に休養日を振り替える。

(イ) 部活動の休養日は、長期休業中も含め、学校で一斉に同一の曜日を設定したり、部活動毎に曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて決定する。

(ウ) 長期休業中の休養日は、学期中の休養日に準ずる。

(エ) 8月13日～15日、12月28日～1月3日、創立記念日、県民の日は休養日とする。

(オ) 定期テスト3日前から前日までは、休養日とする。(長期休業期間中は活動を行う場合がある)

(カ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、生徒及び保護者の同意を得て、校長の承認を得た上で実施し、別の日に休養日を振り替える。

(キ) 本来であれば休養日にあたる日に、希望する生徒だけが参加する「自主練習」は行わない。

イ 活動時間

(ア) 平日の活動時間は、2時間程度とし、「完全下校時刻」を定める等、活動時間が守られるように各校で工夫する。

(イ) 休業日の活動時間は、3時間程度とする。

活動時間には、準備や片付け、ミーティング等の時間は含まないが、それを理由に活動時間が長時間にならないように適切な時間設定とする。

(ウ) 休日の活動時間の後、希望する生徒だけが参加する「自主練習」は行わない。

ウ 朝の活動について

生徒の健康及び保護者の負担を軽減するため、原則、朝の活動は行わない。

但し、事情により、放課後に活動できない場合は、朝の活動に替えることができる。また、総合体育大会及び新人体育大会等の前は、校長の承認を得て、1か月前から実施することも可能とする。

エ 学校単位で参加する大会等について

総合体育大会及び新人体育大会を含め、1か月当たり1大会程度とすることが望ましい。

(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進

① 安全対策について

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、部活動顧問に対し以下の支援及び指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

イ 顧問は、万が一に備え、緊急対応についても対処の仕方を確認しておく。特に、熱

中症について、環境省から出されている「暑さ指数(WBGT)」等を参考にし、生徒の安全に対処する。

② 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 生徒の心身の健康管理，事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ スポーツ医・科学的な見地から，トレーニング効果を得るために，計画的に休養を設定する。

ウ 顧問教員は，生徒とコミュニケーションを十分に図り，生徒のニーズに合った活動ができるようにする。

③ 部活動の適切な運営

校長は，部活動の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により，部活動の活動状況の把握に努めるとともに，生徒が安全に部活動を行い，生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう，適宜，指導・是正を行う。

(3) 保護者・地域との連携

① 部活動保護者会の実施

学校は，部活動保護者会を実施する。その際，部活動における学校及び各部の活動方針や年間スケジュール等を示し，理解を得る。

また，部活動外部指導者や部活動指導員が配置されている場合は，年度当初の部活動保護者会で紹介し，保護者と連携を図る。

② 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から，保護者・地域との連携に努め，部活動について相談しやすい雰囲気醸成する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 運動部活動の設置

校長は，生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。具体的には，より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう，季節ごとに異なるスポーツを行う活動，競技志向ではなくレクリエーション思考で行う活動，体力づくりを目的とした活動等，生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

(2) 文化部活動の設置

校長は，生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。具体的には，より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう，季節ごとに異なる活動を行う部や，大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等，生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものなどが考えられる。

5 その他

記載事項以外に関しては，友部第二中学校部活動細則に準ずる。